

# EU/EC 行政法の形成

大阪芸術大学短期大学部 教養課程 教授 畑 雅弘

## 序.

現代行政法は行政作用を法的にコントロールするために存在する。

EU (European Union 欧州連合)<sup>1</sup>には行政が存在する。よって、EU 行政法 (EU Administrative Law) が存在することも必然である。

この EU 行政法に、筆者が注目する理由は、EU 行政を舞台に、EU メンバー国の各国行政法が相互に影響し合い、混合され、そして「昇華された」行政法が形成されていくのではないかと想像するからである。

## 2. EU の組織・機関

EU の組織・機関は、少々複雑である。EU の全体的な政治指針と優先課題を決定する欧州理事会 (European Council)、EU の主たる決定を行う欧州連合理事会 (Council of the European Union)、各種法案を審議、国際情勢などについて討議する欧州議会 (European Parliament)、EU の執行及び政策決定機関としての欧州委員会 (European Commission)、そして EU 法の遵守を図るための裁判機関としての欧州連合司法裁判所 (Court of Justice of the European Union) がある。

## 3. EU 行政の中身

以下は、EU 司法裁判所の活動報告において示された 2021 年の判例法分野である。これをみることによって、EU 行政 (EU の執行及び政策決定機関は欧州委員会 European Commission) の中身を窺い知ることができる。

### 1 EU の価値

(1) 法の支配の尊重 (2) 構成国による EU の価値の損傷の危険があると決定するときの手続

### 2 基本的人権

(1) 公正な裁判への権利 (2) 一事不再理 (*ne bis in idem*) の原則 (3) 思想、良心および信仰の自由 (4) 個人情報保護

### 3 UK の EU 離脱

### 4 連合国市民

(1) 構成国内における移動と居住の自由 (2) ホスト構成国によりなされた連合国市民に対する追放決定 (3) 連合国市民を家族にもつ第三国国民の派生的権利

### 5 制度規定

(1) 公文書へのアクセス (2) EU の特権と免責 (3) 監査院のメンバーの義務

### 6 EU の訴訟手続

(1) 事前裁定の申請 (2) 取消訴訟

### 7 移動の自由

(1) 物品の自由移動 (2) 居住の自由 (3) サービス提供の自由

### 8 国境コントロール、亡命および入国管理

(1) 亡命・難民政策 (2) 入国管理政策

### 9 刑事事件の司法協力

(1) 逮捕令状 (2) 刑事手続における情報入手の権利 (3) 刑事事件における判決の相互認知

### 10 民事事件における司法協力

### 11 輸送

### 12 競争

(1) 合意、決定及び一致した慣行 (2) 支配的地位の濫用 (3) 国庫補助

### 13 課税

### 14 法の評価

(1) 知的財産 (2) 通信 (3) 公共調達 (4) 自動車保険 (5) 化学物質 (6) 資金洗浄 (7) パッケージ旅行

### 15 経済、金融政策

### 16 社会政策

(1) 雇用と職業における平等 (2) 労働時間 (3) 一時雇用 (4) 社会保障制度の構築

### 17 環境

(1) 生息地指令 (2) 鳥類指令 (3) 環境情報へのアクセス

### 18 エネルギー

### 19 国際協定

(1) 構成国間の国際協定における仲裁条項 (2) EU エネルギー憲章条約 (3) EU/アルメニアパートナーシップ協定 (4) 女性に対する暴力及び家庭内暴力の防止及び対策に関するイスタンブール憲章

### 20 共通商業政策

### 21 外交安全政策

## 4. EU 行政法の法源

EU 行政法の法源としては、以下のものが挙げられる。

(1) 第一次法である EU の基本条約

(2) 第二次法である規則 (Regulation)、指令 (Directive)、決定 (Decision)、勧告・意見 (Recommendation/Opinion)

(3) 欧州司法裁判所及び第一審裁判所の判決

(4) 決議、宣言

これらのなかでも、(3) の判例法が EU 行政法の法理論・原則を形成している重要法源である。

## 5. EU 裁判所と EU 行政法

EU 行政法の諸原則の発展に寄与してきたのは、EU 裁判所である<sup>2</sup>。EU 裁判所の近時の傾向として、以下のことが指摘できる。

(1) 「行政決定過程についての権利」(聴聞の機会の権利の付与)を保護することに積極的である。

(2) 「法、事実及び裁量についての司法審査」に関する核心的原則を展開させている。

(3) 「基本的人権 (fundamental rights)」を共同体法の一般原則として適用している。

(4) 「平等原則 (equality)」の幅広い適用を行っている。

(5) 「法的安定性 (legal certainty)」及び「正当な期待の利益の保護 (legitimate expectation)」を、EU 行政法の一般原則として認知している。

(6) 「比例原則 (proportionality)」を EU 行政法の重要一般原則として適用している。

(7) 「予防原則 (precautionary principle)」を新たに EU 行政法の一般原則として加えてきている

以上のような法原則を条約に読み込み、そして、それらを TFEU 263 条又は 267 条に基づく司法審査のための基礎としてきている。

しかし、これらは、すべて、フランスおよびドイツの高度に発達した行政法を、またイギリス行政法でいうところの「行政的正義 administrative justice」の採用である<sup>3</sup>。その意味では、冒頭で言った「昇華された」行政法とは、EU が独自に、初めて発展させたというのではなく、ヨーロッパ各国行政法の集大成と理解するのが正しいのかもしれない。

## あとがき

‘Acquis communautaire’ (フランス語) という言葉がある。これは、欧州連合における法の総体系を意味し、かつ、これは長年の積み重ねによって形成された法規範であるという意味も込められている。

「EU 行政法を構成する Acquis communautaire は、種々の法源から由来する法原則及び規則から構成されているという意味で、つねに「折衷的」である。」(EU 議会総局: EU ADMINISTRATIVE LAW - ACQUIS-2010)

<sup>2</sup> オンプズマンもまた、EU 行政法の形成に重要な貢献をしている。EU オンプズマンは、受けた不服に応答するという意味では、受動的であるが、一定の場合には、事前に行動し、また自らの判断で調査を行うこともある。

<sup>3</sup> [正当な期待の保護] 原則は、ドイツの「信頼保護の原則 (Vertrauensschutzprinzip)」に由来するものである。

<sup>1</sup> 2021 年 11 月現在、EU 加盟国は 27 カ国である。